（く）		
クラﾞイﾄﾞ外用スプレー0.3％	1ｇ	20.20
（し）		
ジフロラゾン酢酸ｴステルクリーム0.05％「ＹＤ」	0.05％1ｇ	7.60
ジフロラゾン酢酸エステル軟膏0.05％「ＹＤ」	0.05％1ｇ	7.60
硝酸イソソルビドテープ40㎎「サワイ」	40㎎1枚	52.30
消毒用マルオアルコール	10㎖	4.30
（ふ）		
フェルビナクパップ70㎎「ＮＰ」	10㎝×14㎝1枚	15.10
フルオシノニﾄﾞ軟膏0.05％「ＹＤ」	0.05％1ｇ	8.80
フルオシノロンアセトニﾄﾞ軟膏0.025％「ＹＤ」	0.025％1ｇ	7.80
（へ）		
ヘパリン類似物質外用スプレー0.3％「サトウ」	1ｇ	20.20
ヘパリン類似物質外用スプレー0.3％「ＴＣＫ」	1ｇ	20.20
ヘパリン類似物質外用スプレー0.3％「日新」	1ｇ	20.20
ヘパリン類似物質外用スプレー0.3％「ＰＰ」	1ｇ	20.20
ヘパリン類似物質外用スプレー0.3％「ファイザー」	1ｇ	20.20
（ま）		
マキサカルシトール軟膏25μg／ｇ「イワキ」	0.0025％1ｇ	87.70
マキサカルシトール軟膏25μg／ｇ「タカタ」	0.0025％1ｇ	87.70
マキサカルシトール軟膏25μg／ｇ「ＰＰ」	0.0025％1ｇ	87.70
（み）		
ミコナゾール硝酸塩クリーム1％「ＹＤ」	1％1ｇ	7.70
（ら）		
ラタノプロスﾄ点眼液0.005％「杏林」	0.005％1mL	437.60
（れ）		
レボフロキサシン点眼液0.5％「ＴＹＫ」	0.5％1mL	84.60
レボフロキサシン点眼液0.5％「ファイザー」	0.5％1mL	76.10

○厚生労働省告示第五百八十六号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十四日　　厚生労働大臣　三井　辨雄

第六中「別表第４に収載されている医薬品を」の下に「、平成二十六年四月一日以降においては別表第６に収載されている医薬品を」を加える。

別表第４に第２部として次のように加える。

第２部　追　補　(1)

内　用　薬

品名	規格	単位
（あ）		
アーツｪー散10％	10％	1ｇ
アーツｪー錠10㎎	10㎎	1錠
アーツｪー錠30㎎	30㎎	1錠
アーデフィリン錠50	50㎎	1錠
アーデフィリン錠100	100㎎	1錠
アーデフィリン錠200	200㎎	1錠
アーデフィリンＤＳ20％	20％	1ｇ
アナシロール錠５	５㎎	1錠
アナシロール錠10	10㎎	1錠
㊞ アプリトーンカプセル10	10㎎	1カプセル
㊞ アプリトーンカプセル20	20㎎	1カプセル
㊞ アポラスノン錠25㎎	25㎎	1錠
アマゾロン錠50	50㎎	1錠
アマゾロン錠100	100㎎	1錠
㊞ アムロジピン錠2.5㎎「コーワ」	2.5㎎	1錠
㊞ アムロジピン錠５㎎「コーワ」	５㎎	1錠
㊞ アラセプル錠12.5㎎	12.5㎎	1錠
㊞ アラセプル錠25㎎	25㎎	1錠
㊞ アラセプル錠50㎎	50㎎	1錠
アレルオフ錠10	10㎎	1錠
アレルオフ錠20	20㎎	1錠
㊞ アロファルム錠0.5	0.5㎎	1錠
㊞ アロファルム錠1.0	1㎎	1錠
㊞ アロプリノール錠100㎎	100㎎	1錠
アンサチュールカプセル300	300㎎	1カプセル
（い）		
イクロール錠200㎎	200㎎	1錠
イコペントカプセル300	300㎎	1カプセル
（う）		
ウルゲント錠１㎎	１㎎	1錠
㊞ ウロナベリン錠10	10㎎	1錠
㊞ ウロナベリン錠20	20㎎	1錠
（え）		
㊞ エクバール錠50	50㎎	1錠
㊞ エクバール錠100	100㎎	1錠
エステリノール錠50㎎	50㎎	1錠
エステリノール錠100㎎	100㎎	1錠
㊞ エチセダン錠0.5㎎	0.5㎎	1錠
㊞ エチセダン錠１㎎	１㎎	1錠
エパタット錠50㎎	50㎎	1錠
エパルドース錠50	50㎎	1錠
エンセロン錠10㎎	10㎎	1錠
エンセロン錠20㎎	20㎎	1錠